

### 第3章 臨時免許状の取得方法

#### 1 臨時免許状の取得方法

授 与 要 件	臨時免許状の種類	有効期間	申請書類の提出期限
次の要件を満たし、教育職員検定に合格すること。 1 普通免許状を有する者を採用することができないこと。 2 免許法第5条第1項各号の欠格事由に該当しないこと。	幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（各教科）助教諭免許状、特別支援学校助教諭免許状、養護助教諭免許状、特別支援学校自立教科助教諭免許状	授与されたときから、北海道内において3年間有効	採用予定日の15日前までに申請書類を提出すること。

#### 2 申請書類の経由及び提出先

学 校 区 分	申請者	経 由 機 関		提出先
道 立 学 校	申請者	学校長（副申書作成）		→ 道 教 委
市 町 村 立 学 校 （道費負担）	申請者	学校長 →	市町村教育委員会教育長 →	教育局長（副申書作成） （札幌市を除く。） → 道 教 委
市 町 村 立 学 校 （市町村単費負担）	申請者	学校長 →	市町村教育委員会教育長 （副申書作成）	→ 道 教 委
札 幌 市 立 学 校	申請者	学校長 →	札幌市教育委員会教育長 （副申書作成）	→ 道 教 委
私 立 学 校	申請者	学校長 →	学校法人の理事長（副申書作成）	→ 道 教 委
大学附置の国立学校	申請者	学校長 →	大学の長（副申書作成）	→ 道 教 委

#### 3 申請書類

##### (1) 新たに申請する場合

申請書類及び申請様式は、「6 臨時免許状の申請書類」を参照し作成すること。

##### (2) 有効期間満了に伴う更新の場合

(1) に掲げる書類及び臨時免許状の原本（免許状の紛失等により提出できない場合は、紛失理由書（様式任意））を添付すること。

#### 4 副申書作成上の注意事項

経由機関が作成する副申書（別記第17号様式）は、次の事項に注意すること。

##### (1) 副申書の5「普通免許状を有する者を採用できない事情」

ア 採用が必要となった事情（職員の退職、傷病等）

イ 普通免許状の所有者を得るためにとった具体的な措置

ウ 有効期間満了に伴う更新の場合は、最初の採用以降に普通免許状所有者を得るためにとった具体的な措置及び状況の変化等

##### (2) 副申書の6「申請者の採用についての意見」の記載方法

ア 当該免許教科の技能を有し、教育職員として適切である旨の理由（有効期間満了に伴う更新の場合を除く。）

イ 普通免許状を取得するために単位を修得中である者については、在籍する大学名、科目別修得単位数、科目別修得済単位数及び単位修得完了予定時期

ウ 採用予定日以降に、普通免許状の取得に必要な単位の修得を予定している者については、在籍予定の大学、科目修得済単位数及び単位修得完了予定時期

エ 他に適任者が得られない理由

## 5 臨時免許状の種類と取得方法の区分

### ○ 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校及び養護助教諭免許状

申請書類		区分 1	区分 2
所要資格		免許法第 5 条第 5 項	免許法第 1 8 条
臨時免許状の種類・教科			
幼稚園助教諭免許状		○必要とする学力を有すること。 ○技術を必要とする教科にあっては、当該技術を有すること。	○外国において授与された教育職員免許状を有すること、又は外国の学校を卒業若しくは修了していること。 ○学力・技術については区分 1 と同じ。
小学校助教諭免許状			
中学校助教諭免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか 1 以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語等）、宗教		
高等学校助教諭免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語等）、宗教		
特別支援学校助教諭免許状			
養護助教諭免許状			

※それぞれの区分の申請書類については、133ページを参照すること。

(2) 特別支援学校の自立教科を担当する免許状

免許法第17条第1項の規定による申請の場合（視覚障害者及び聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部で自立教科を担当する者）		
申請書類 所要資格 臨時免許状の種類・教科	区分 3 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注1</span>	
	免許法第17条第1項 (免許法施行規則第65条)	
特別支援学校 自立教科 助教諭免許状	理 療 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注2</span>	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を有すること。
	理学療法 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注2</span>	理学療法士免許を有すること。
	音 楽 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注2</span>	視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の音楽専攻科を卒業していること。
	理 容 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注3</span>	次の①又は②による。 ① 理容師免許又は美容師免許を有し、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の理容科の専攻科を卒業していること。 ② 理容師免許又は美容師免許を有し、4年以上理容に関する実地の経験を有すること。
	特殊技芸(美術) 特殊技芸(工芸) 特殊技芸(被服) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注3</span>	次の①又は②による。 ① 免許教科の種類に応じ、それぞれ聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の相当課程の専攻科において、2年以上の課程を修了していること。 ② 免許教科の種類に応じ、10年以上の実地の経験を有すること。
		注1 申請書類については、133ページを参照すること。 注2 視覚障害者である生徒に対する教育を行う高等部で、自立教科を担当する免許状 注3 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う高等部で、自立教科を担当する免許状

## 6 臨時免許状の申請書類

※申請書類のうち、○は必ず提出、△は必要に応じて提出する書類

申請書類の区分		申請に必要な書類			注1 128ページの「4 申請書類作成上の注意事項」も参照のうえ、整備すること
		区分1	区分2	区分3	
申請書類 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注1</span>		免許法第5条第5項	免許法第18条	特別支援学校 自立教科	注2 その他必要な学力又は技術を有する旨の証明書
手数料（北海道収入証紙）		3,400 円	3,400 円	3,400 円	(1) 資格を有することの証明 ・関係する免許状等 (正本を提出できないため、写しを提出する場合は、余白に申請者の原本証明を行うこと。)
A	教育職員検定及び教育職員免許状授与申請書 (施行細則別記第2号様式)	○	○	○	(2) 経験を有することの証明 ・実務に関する証明書 (施行規則別記第3の2号様式)
B	学校の卒業又は修了証明書	○	○		(3) 大学等で当該教科に関する内容を履修していることの証明 ・単位修得証明書等
C	学業成績証明書	○	○		注3 日本国籍を有しない者に限る。
D	その他必要な学力又は技術を有する旨の証明書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注2</span>	○	○		注4 副申書の作成者 (1) 道立学校で採用予定 →校長
E	人物に関する証明書（施行細則別記第3号様式）	○	○	○	(2) 市町村立小・中・義務教育学校（札幌市を除く。）で採用予定の道費負担職員 →当該市町村を管轄する教育局長
F	身体に関する証明書（施行細則別記第4号様式）	○	○	○	(3) 市町村立学校（札幌市を除く。）において、市町村単費で採用予定の職員 →市町村教育委員会教育長
G	履歴書（施行細則別記第5号様式）	○	○	○	(4) 札幌市立学校で採用予定 →札幌市教育委員会教育長
H	臨時免許状の原本（更新の場合）	△	△	△	(5) 私立学校で採用予定 →学校法人の理事長
I	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を有する旨の証明書			△	(6) 大学附置の国立学校で採用予定 →大学の学長
J	理学療法士免許を有する旨の証明書			△	注5 証明書に記載された氏名及び本籍地（都道府県名）が現在のものと異なる場合は、戸籍抄本を提出すること。
K	視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の音楽専攻科の卒業証明書			△	
L	理容師免許又は美容師免許を有する旨の証明書			△	
	聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の理容科の専攻科の卒業証明書又は4年以上理容に関する実地の経験を有する旨の証明書			△	
M	聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の相当課程の専攻科における2年以上の課程の修了証明書又は10年以上実地の経験を有する旨の証明書			△	
N	在留カードの写し（両面）又は特別永住者証明書の写し（両面） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注3</span>	△	△	△	
O	収入証紙貼付用紙 (収一様式1)	△	△	△	
P	副申書（経由機関において作成） (施行細則別記第17号様式) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注4</span>	○	○	○	
Q	戸籍抄本 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注5</span>	△	△	△	

## ○ 臨時免許状の授与等について

平成19年5月10日教職第179号

各教育局長、各道立学校長、各市町村教育委員会教育長（各市町村立学校長）、北海道教育大学長（各附属学校長）、各私立学校長あて 北海道教育委員会教育長通知  
（最終改正：令和5年3月7日）

教育職員の臨時免許状の授与等については、教育職員免許法施行細則及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する教育委員会規則（平成19年北海道教育委員会規則第6号）の施行に伴い、特別支援学校の教員の臨時免許状に特別支援教育領域を追加する場合の取扱いを加え、次のとおり取り扱うこととしますので、事務処理に誤りのないようにしてください。

なお、平成12年10月30日付け教職第191号「臨時免許状の授与について」当職通知は廃止します。

### 記

#### 1 授与等要件

臨時免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「法」という。）第5条第5項の規定により、次の要件を満たす場合に授与すること。

- (1) 普通免許状を有する者を採用することができないこと。
- (2) 申請する者が、同条第1項各号の欠格事由に該当しないこと。

なお、法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の教員の臨時免許状に特別支援教育領域を追加する場合も同様とする。

#### 2 申請書類

教育職員免許法施行細則（昭和37年北海道教育委員会規則第4号。以下「施行細則」という。）又は教育職員免許法施行法施行細則（昭和37年北海道教育委員会規則第5号。以下「施行法施行細則」という。）の規定により、次の書類を提出すること（別表参照）。

##### (1) 新たに授与の申請をする場合

ア 法第5条第5項の規定による申請の場合

施行細則第9条に規定する書類

イ 法第4条の2第2項の規定による申請の場合（教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第65条で定める特別支援学校の高等部で特定の教科を担当する者）

施行細則第26条に規定する書類

ウ 法第18条第1項の規定による申請の場合（外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者又は外国の学校を卒業若しくは修了した者）

施行細則第27条第3項に規定する書類

エ 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。）第1条第3項の規定による申請の場合（施行法施行細則第1条第1号の規定において総称する旧令により授与された教員免許状を有する者）

施行法施行細則第1条に規定する書類

オ 施行法第2条第1項の表の各号の規定による申請の場合（学校教育法（昭和22年法律第26号）施行前の学校制度による学校の卒業者等）

施行法施行細則第5条に規定する書類

##### (2) 特別支援学校の教員の臨時免許状に特別支援教育領域の追加を申請する場合

ア 法第5条の2第3項の規定による追加の場合

施行細則第9条の2第3項に規定する書類

イ 法第18条第2項の規定による追加の場合

施行細則第27条第4項に規定する書類

### 3 提出期限

申請書類は、原則として採用予定日の15日前までに提出すること。

### 4 申請書類の経由及び副申書

#### (1) 申請書類の経由

申請書類を、次の表の経由機関が受理したときは、その内容を確認し、副申書（施行細則別記第17号様式）を添えて、速やかに当職あて進達すること。

学 校 区 分	経 由 機 関 名
道立及び私立の学校	当 該 学 校 長
市 町 村 立 学 校	当 該 市 町 村 の 区 域 を 管 轄 す る 教 育 局

#### (2) 副申書作成における留意事項

ア 副申書の5「普通免許状を有する者を採用できない事情」は、次の内容を記入すること。

- (ア) 採用が必要となった事情（職員の退職、傷病等）
- (イ) 普通免許状の所有者を得るためにとった具体的な措置

イ 副申書の6「申請者の採用についての意見」は、次の内容を記入すること。

- (ア) 当該免許教科の技能を有し、教育職員として適切である旨の理由
- (イ) 普通免許状を取得するために単位を修得中である者については、在籍する大学名、科目別修得済単位数及び単位修得完了予定時期
- (ウ) 採用予定日以降に、普通免許状の取得に必要な単位の修得を予定している者については、在籍予定の大学名及び単位修得完了予定時期
- (エ) 他に適任者が得られない理由

### 5 その他

(1) 法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の教員の臨時免許状に特別支援教育領域の追加をする場合の免許状の有効期間は、当該臨時免許状が最初に授与されたときから3年のままであるので留意すること。

(2) 法第3条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員に任命し、又は雇用した場合は、法第22条の規定により罰則が適用されるので、臨時免許状が必要な場合は、申請の遅れや漏れがないよう留意すること。

副 申 書

令和 年 月 日

北海道教育委員会 様

職氏名

次のとおり、臨時免許状授与又は臨時免許状の特別支援教育領域の追加のための教育職員検定の申出について副申します。

- 1 申請者の氏名
- 2 採用予定学校名
- 3 採用しようとする職名
- 4 採用予定年月日
- 5 普通免許状を有する者を採用できない事情
  
- 6 申請者の採用についての意見